

# 産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集

## ～公務編～のご紹介

### 第8回 豊田市公設地方卸売市場の事例

JWセンターでは、環境省から委託を受けて、自治体や国（省庁）が産業廃棄物の適正処理や電子マニフェスト普及促進のために活用できるものとして、公務を対象に、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例や電子マニフェストの活用事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。（令和5年3月）

第8回は、事例集の中から、豊田市公設地方卸売市場協会（以下「協会」という。）が豊田市公設地方卸売市場（以下「卸売市場」という。）の場内事業者と覚書を取り交わし、産業廃棄物の処理に関わる業務のとりまとめを行っている産業廃棄物の適正処理の取組み、電子マニフェストの使用状況を一部抜粋し掲載します。

## 1 施設概要、実績

### ○ 卸売市場概要

- ・卸売市場所在地：豊田市高崎町兼近 70 番地
  - ・敷地面積：93,400 m<sup>2</sup>
  - ・協会の職員数：11名（パート職員を含む。）
- ※ 卸売市場の施設管理は、市の産業部農政企画課の4名で実施

### ○ 排出する主な産業廃棄物（令和3年度実績）

廃棄物区分	普通産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
排出する主な産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、木くず、混合物、蛍光灯類、電池類	

- ※ 廃プラスチック類は、梱包材や容器、保冷剤等（ビニール、ナイロン、ポリ類、発泡スチロール類等、硬質、軟質プラスチック類）
- ※ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの内訳は、ガラス類、陶磁器くず、食器、鏡、飲食料ビン、花瓶等
- ※ 金属くずの内訳は、金属類、飲食料缶等
- ※ 木くずは、木製パレット等
- ※ 混合物の内訳は、ホッチキス、はさみ、電卓、マジック、カッター、ボールペン等の文具類、自転車、タイヤ、いす、事務机、塩化ビニール類、中、小型電化製品、ストーブ他、掃除機、扇風機等、大型の電化製品（家電リサイクル法の対象以外の電化製品等）等
- ※ 表に示したほかに、可燃ごみ（野菜、果物くず、魚介類、肉類、木くず、落葉、草木、紙くず等）、紙資源（段ボール、古紙（新聞紙、雑誌、OA紙等を含む。))が事業系一般廃棄物として排出



**写真** 左から、野菜・果物くずコンテナ、ゴミ集積場、発泡スチロール処理施設\*

\*場内で発生する発泡スチロールのうち、リサイクルに適した品質のものは発泡スチロール処理施設で破碎・溶融・圧縮・成形している。リサイクルに適さない発泡スチロールは産業廃棄物として委託処理している。

## 2 委託先処理業者選定

### ○ 処理業務の発注形態

- ・6社による指名競争入札で委託先を決定

### ○ 処理業者の情報収集

- ・処理業者の情報は、市や環境部廃棄物対策課のホームページ情報や産業部農政企画課の担当者から入手
- ・豊田市入札参加資格者の登録情報を確認

### ○ 選定方法・選定基準

- ・産業廃棄物処理業許可証の許可品目、許可期限、許可エリア、排出事業場から委託先の処理施設までの距離を確認
- ・処理業者の過去の事故・違反の有無を確認
- ・電子マニフェストの使用を産業廃棄物処理業務の入札参加の条件としていないが、業務委託仕様書において電子マニフェストの使用を条件としている。業務委託仕様書には、委託業務の実績の報告方法について、「電子情報処理組織を使用して情

報処理センターに産業廃棄物の処理結果を報告しなければならない。」と明記

### 3 委託契約・事前打合せ

#### ○ 委託契約

- ・協会が卸売市場を代表して処理業者と委託契約を締結することについて協会と場内事業者との間で覚書を取り交わしている。協会と処理業者との間の委託契約書には、個々の場内事業者の一覧を添付しており、一覧に記載された場内事業者を代表して協会が処理業者と委託契約
- ・令和3年度は、収集運搬業者2社、処分業者2社と委託契約を締結
- ・毎年、次年度の委託契約を締結する前に、市が委託契約に関する説明会を開催しており、説明会で委託契約に関する注意事項等を確認
- ・委託契約書は市の契約書に準拠して作成しており、契約書の内容に変更が生じた際には、必要に応じて市の環境部廃棄物対策課に内容の確認を依頼

#### ○ 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- ・必要に応じて協会担当者と処理業者が産業廃棄物の引渡現場で打合せを実施
- ・産業廃棄物の年間の引渡日（曜日）及び時間は事前に決めているが、必要が生じた場合は、引渡日を調整

### 4 電子マニフェストの使用状況

#### ○ 電子マニフェストの運用方法

- ・卸売市場における令和3年度の産業廃棄物処理のマニフェスト登録件数は、195件（電子マニフェスト100%）
- ・マニフェストに係る業務は協会の職員3名で担当
- ・電子マニフェストの登録は、場内事業者が集積場に持ち込んだ産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡す前の週に、協会の職員が電子マニフェスト（Web方式）の予約登録を行い、収集運搬業者に産業廃棄物を引き渡す。引渡日の当日か翌朝に収集運搬業者が測定した産業廃棄物の重量がFAXで報告されるので、重量を電子マニフェストに入力し、本登録を行う

- ・処理終了報告の有無は、協会の職員がマニフェスト情報の照会画面で確認
- ・処理業者には、毎月の処理量の集計表を協会に提出することを求める
- ・産業廃棄物の処理委託料及び電子マニフェストの使用料は、協会の年間予算及び場内事業者の負担金から支払う

#### ○ 電子マニフェスト導入の経緯

- ・市が平成20年（2008年）に電子マニフェストを導入していたことや、委託処理を行う業者の多くがすでに電子マニフェストを導入していたため、平成27年（2015年）より電子マニフェストを導入

#### ○ 電子マニフェスト導入の効果

- ・最終処分業者の最終処分終了報告の確認や、前年度の電子マニフェストの登録内容の照会を効率よく行うことができたようになった

#### ○ その他の取組み

- ・廃棄物の回収時に、場内事業者による不適正な廃棄物の排出がないか、廃棄物の分別が適正に行われているかを確認している。また、マニフェストによる処理終了報告の確認に加えて、処理業者からの月例報告の際に、処理が適正に行われていることを改めて確認